



		<u>戦を続けていくことが示されました。</u>	
9	(2) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 <u>本戦略は、パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として2019年6月閣議決定され、国連に提出されました。ここには我が国が考えるパリ協定長期成長戦略ポイントとして、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、「脱炭素社会」早期実現を目指すとともに、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こすことを世界に示しています。</u>	(2) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 <u>2021年10月に閣議決定された本戦略は、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示すものです。地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものという基本的な考え方に基づき、脱炭素社会の実現に向けて各部門の対策や横断的施策を進めていくことが示されました。</u>	
10	(4) 第5次エネルギー基本計画 <u>2018年7月、国は、「第5次エネルギー基本計画」を策定し、国のエネルギー政策として、再生可能エネルギーの主力電源化と、水素社会の実現を明確化しました。</u>	(4) 第6次エネルギー基本計画 <u>2021年10月、国は、「第6次エネルギー基本計画」を策定しました。本計画では、「2050年カーボンニュートラル」に向けたエネルギー政策の道筋や、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組が示されました。</u>	
11	5 群馬県におけるこれまでの地球温暖化対策 (2) 群馬県地球温暖化防止条例及び群馬県地球温暖化対策実行計画 本県では、地球温暖化防止に向けた基本的な姿勢を示し、温室効果ガスの排出抑制の実効を上げるため、2009年度に「群馬県地球温暖化防止条例」を制定しました。	5 群馬県におけるこれまでの地球温暖化対策 (2) 群馬県地球温暖化防止条例及び群馬県地球温暖化対策実行計画 本県では、地球温暖化防止に向けた基本的な姿勢を示し、温室効果ガスの排出抑制の実効を上げるため、2009年度に「群馬県地球温暖化防止条例」を制定しました。 <u>(2022年3月廃止)</u>	
11	(4) ぐんま5つのゼロ宣言  本県では、災害に強く、持続可能な社会を構築し、県民の幸福度を向上させるため、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』」を宣言しました。 この宣言は、2050年に向け、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」の同時実現に加えて、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の達成を目指すものです。	(4) ぐんま5つのゼロ宣言及び2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例 本県では、災害に強く、持続可能な社会を構築し、県民の幸福度を向上させるため、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』」を宣言しました。 この宣言は、2050年に向け、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」の同時実現に加えて、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の達成を目指すものです。 <u>また、本県の強みを生かし、県民の総力を集結し、「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するため、2022年3月に「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』実現条例」を制定しました。本条例では、「群馬県地球温暖化防止条例」の規定を引き継ぐとともに、新たに一定規模以上の建築物の建築主に対し、再生可能エネルギー設備の導入を義務付けるなど、「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するための新たな規定を設けました。</u>	
19	第4章 県全域における地球温暖化対策（区域施策編）	第4章 県全域における地球温暖化対策（区域施策編）	
29	3 群馬県の目指す将来像 (1) 2050年に向けた群馬県が目指す将来像 <u>群馬県地球温暖化防止条例第1条では、「化石燃料に依存したエネルギーの大量消費型社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって将来の県民に良好な環境を引き継ぐことを目的とする。」と規定しています。</u> 第2章に示したとおり、気候変動の影響は、本県においても既に顕在化してきています。2019年10月の台風19号では、群馬県においても記録的な豪雨による土砂災害や河川の氾濫により多くの県民の命と財産が失われました。 そこで、本県では、2019年12月に災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』」を宣言しました。	3 群馬県の目指す将来像 (1) 2050年に向けた群馬県が目指す将来像 <u>「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』実現条例」第1条では、「災害に強く、持続可能な社会を構築し、もって県民の幸福度を向上させることを目的とする。」と規定しています。</u> 第2章に示したとおり、気候変動の影響は、本県においても既に顕在化してきています。2019年10月の台風19号では、群馬県においても記録的な豪雨による土砂災害や河川の氾濫により多くの県民の命と財産が失われました。 そこで、本県では、2019年12月に災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』」を宣言しました。	
31	4 温室効果ガス排出量の削減目標 (1) 国の温室効果ガス排出量の削減目標 国の「地球温暖化対策計画」 <u>(平成28年5月13日閣議決定)</u> では、2030年度を目標年度とする中期目標及び2050年の長期目標を示しています。	4 温室効果ガス排出量の削減目標 (1) 国の温室効果ガス排出量の削減目標 国の「地球温暖化対策計画」 <u>(令和3年10月22日閣議決定)</u> では、2030年度を目標年度とする中期目標及び2050年の長期目標を示しています。	

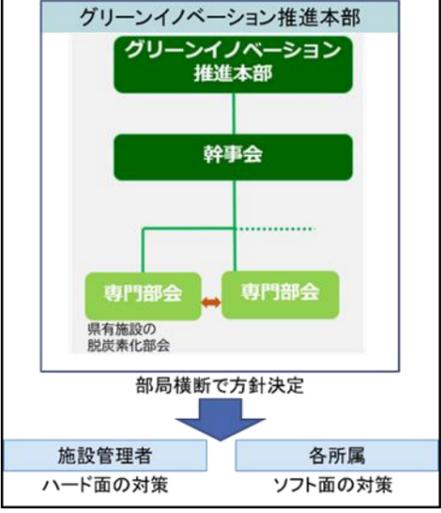
	<p>長期目標は、<u>地球温暖化対策と経済成長を両立させながら2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す</u>としています。また、中期目標は、<u>国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26%削減する</u>としています。国の中期目標には、<u>吸収量分（2.6%）が含まれます。</u></p> <p>なお、<u>2020年10月、菅内閣総理大臣は、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、同年12月、国は、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を表明しました。</u></p>	<p>長期目標は、<u>積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげる</u>という考えの下、<u>2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す</u>としています。また、中期目標は、<u>2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</u>としています。</p> <p>【削除】</p>	
39	【新規】	<p>5 目標の達成に向けた施策 （3） 現状課題と施策の方向性 ① 省エネルギー対策（産業部門） イ. 施策の方向性 b 中小事業者に関する対策</p> <p><u>・中小企業の脱炭素化を促進するため、削減目標設定・計画策定等に関して、専門家による相談制度等により技術的助言を行います。排出量の算定・削減に当たっては、サプライチェーン全体での排出量の算定・削減を促進していきます。</u></p>	
40	【新規】	<p>h その他</p> <p><u>・事業者が行う脱炭素化に資するビジネスの創出につながる製品やサービスの開発等を支援し、脱炭素社会の実現を目指します。</u></p>	
41	【新規】	<p>① 省エネルギー対策（業務部門） イ. 施策の方向性 b 中小事業者に関する対策（再掲）</p> <p><u>・中小企業の脱炭素化を促進するため、削減目標設定・計画策定等に関して、専門家による相談制度等により技術的助言を行います。排出量の算定・削減に当たっては、サプライチェーン全体での排出量の算定・削減を促進していきます。</u></p>	
42	<p>j その他</p> <p>・<u>県内の全市町村が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める「地方公共団体実行計画」の事務事業編を早急に定めるよう促すとともに、特例市未満の市町村にも同計画の区域施策編の策定に積極的に取り組むよう助言や情報提供などを行います。</u></p>	<p>J その他</p> <p>・<u>県内の全市町村が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める「地方公共団体実行計画」を策定するよう促すとともに、市町村に対して、優良事例等の情報発信やその他技術的助言を実施します。</u></p>	
43	<p>① 省エネルギー対策（家庭部門） イ. 施策の方向性 （新規）</p>	<p>① 省エネルギー対策（家庭部門） イ. 施策の方向性 g 環境に配慮した消費行動への転換</p> <p><u>・環境性能の高い省エネ家電や設備、住宅、自動車等の普及啓発を実施し、県民一人一人の自主的な行動や選択を促すことで、環境に優しいライフスタイルへの転換を目指します。</u></p>	
45	<p>① 省エネルギー対策（運輸部門） イ. 施策の方向性 b スマートムーブの促進</p> <p>・<u>県民の交通手段を「過度に自動車に依存している状況」から「公共交通や自転車、徒歩などの多様な交通手段を適度に利用する状態」へと、県民の交通行動を変えていく</u></p> <p><u>取組を市町村・交通事業者と連携して推進します。</u></p>	<p>① 省エネルギー対策（運輸部門） イ. 施策の方向性 b スマートムーブの促進</p> <p>・<u>県民の交通手段を「過度に自動車に依存している状況」から「公共交通や自転車、徒歩などの多様な交通手段を適度に利用する状態」へと、県民の交通行動を変えていく</u><b>群馬版MaaS「GunMaas」等の取組を市町村・交通事業者と連携して推進します。</b></p>	
46	<p>② 省資源対策 イ. 施策の方向性 f 地球規模の課題であるプラスチックごみの排出抑制</p> <p>・<u>マイバッグ、マイボトル、リユース食器等の活用とともにワンウェイプラスチックから再生プラスチックへの転換や代替プラスチックの技術開発等を促進します。</u></p>	<p>② 省資源対策 イ. 施策の方向性 f 地球規模の課題であるプラスチックごみの排出抑制</p> <p>・<u>マイバッグ、マイボトル、リユース食器等の活用によるワンウェイプラスチックの削減、再生材や再生可能資源への適切な代替、代替プラスチックの技術開発等を促進します。</u></p>	
51	（4） 重点施策	（4） 重点施策	

	<p>表 4-13 重点施策一覧 省資源対策 ①MOTTAINAIの精神による<u>代替プラスチックへの転換</u>・食品ロスの発生抑制</p>	<p>表 4-13 重点施策一覧 省資源対策 ①MOTTAINAIの精神による<u>プラスチックごみの削減</u>・食品ロスの発生抑制</p>	
5 2	<p>重点施策①-1 事業者の先進的な取組を評価・公表 (温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度の強化) &lt;温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度の現状&gt; <u>県内の地球温暖化防止に関する取組をさらに推進し、温室効果ガスの排出抑制の実効を確保するため、2010年4月1日から「群馬県地球温暖化防止条例」を施行しています。</u> <u>この条例の中核をなしているのが、「温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度」です。この制度は、原油換算エネルギー使用量や自動車の保有台数が一定規模以上である温室効果ガスの大規模排出事業者に、温室効果ガスの排出削減に向けた計画の策定を義務付けるとともに、その内容及び計画の実施結果を公表するものです。</u> <u>&lt;温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度の現状の評価&gt;</u> <u>「温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度」では、対象となる事業者(約320事業者)に対して、計画策定に関する指導・助言を行ってきました。また、立入調査を通じた生産設備の実態把握や事業者との対話による問題意識の共有と深化を図り、事業者の自主的な排出削減への取組を促進してきました。この結果、任意提出を含む制度対象事業者の温室効果ガス排出量の合計は、2013年度以降、前年度比で毎年度減少しています。直近では、2018年度が5,314,242t-CO2であったのに対して、2019年度は5,090,535t-CO2と、4.2%減少しました。このように、本制度は事業者の地球温暖化対策の推進に関して一定の効果が得られています。</u> <u>一方で、パリ協定後の国際的な潮流を受けて、事業者に求められる取組も変化しています。最近では特に、気候変動対策についての情報開示・評価の国際的イニシアティブであるRE100、SBT、CDP等の影響力が大きくなっています。事業者におけるこれらの新たな取組を促進することの重要性が高まっています。</u> <u>&lt;課題解決に必要な施策の方向性&gt;</u> <u>RE100、SBT、CDPといった国際的な気候変動イニシアティブに対応するためにはどうしたらよいかを解説し、案内することが必要となります。また、それらに対応しようとする事業者に対する支援も重要です。</u> <u>これらを一体的に推進するために、「温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度」において、先進的な取組を進めようとする事業者を支援するとともに、実際に取組を進める事業者を評価・公表することによって、事業者の先進的な取組を促進します。</u> <u>&lt;施策の具体的な内容&gt;</u> <u>「温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度」に評価制度を組み込みます。</u> <u>評価の指標は、「温室効果ガス削減実績」や「地球温暖化対策実施状況」に加えて、脱炭素化に対する企業姿勢を加えることによって、事業者の先進的な取組についても評価できる制度とします。</u></p>	<p>重点施策①-1 事業者の先進的な取組を評価・公表 (温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度 ) &lt;温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度の現状&gt; <u>2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例において、温室効果ガス排出量削減計画等の提出・公表制度を設けています。この制度は、原油換算エネルギー使用量や自動車の保有台数が一定以上である温室効果ガスの排出事業者に、温室効果ガスの排出量削減に向けた計画の策定を義務付けるとともに、その内容及び計画の実施結果を公表するものです。</u> <u>「温室効果ガス排出量削減計画等提出・公表制度」では、対象となる事業者に対して、計画策定等に関する指導・助言を行っています。</u></p>	
5 4	<p>重点施策①-2 環境マネジメントシステムの導入促進 &lt;課題解決に必要な施策の方向性&gt; 「環境GS認定制度」については、環境マネジメントシステムの入門編としての簡便さは維持しつつ、環境配慮行動の動機付けを高める必要があります。そこで、環境GS認定事業者が、より高度なシステムであるエコアクション21やISO14001へとステップアップしていくよう推進します。 <u>環境配慮行動の動機付けについては、その効果の見える化を進めます。また、「環境GS認定制度」への参加やエコアクション21、ISO14001へのステップアップについては、前述の「温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度の強化」における事業者評価項目の一つとすることによって、取得のインセンティブを高めていきます。</u></p>	<p>重点施策①-2 環境マネジメントシステムの導入促進 <u>&lt;施策の具体的な内容&gt;</u> 「環境GS認定制度」については、環境マネジメントシステムの入門編としての簡便さは維持しつつ、環境配慮行動の動機付けを高める必要があります。そこで、環境GS認定事業者が、より高度なシステムであるエコアクション21やISO14001へとステップアップしていくよう推進します。  <b>【削除】</b></p>	

	<p>&lt;施策の具体的な内容&gt;</p> <p>「<u>温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度</u>」の評価指標の一つに<u>環境マネジメントシステムの導入を位置付け、環境マネジメントシステムのステップアップに伴って事業者の評価も上がるよう制度設計し、運用します。</u></p>		
6 1	<p>重点施策②-1 MOTTAINAIの精神による<u>代替プラスチックへの転換</u>・食品ロスの発生抑制</p> <p>&lt;課題解決に必要な施策の方向性&gt;</p> <p>プラスチックごみや食品ロスに関する国際的な課題に対応するために、本県は「ぐんま5つのゼロ宣言」において、2050年のプラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」を表明しています。</p> <hr/> <p>本県独自の5Rの推進により、これまで以上に廃棄物の発生抑制を図り、プラスチックごみや食品ロスを削減してまいります。</p>	<p>重点施策②-1 MOTTAINAIの精神による<u>プラスチックごみの削減</u>・食品ロスの発生抑制</p> <p>&lt;課題解決に必要な施策の方向性&gt;</p> <p>プラスチックごみや食品ロスに関する国際的な課題に対応するために、本県は「ぐんま5つのゼロ宣言」において、2050年のプラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」を表明しています。<u>さらに、プラスチックごみの排出抑制及び食品ロスの削減に対する取組について、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言実現条例』」において明文化しました。</u></p> <p>本県独自の5Rの推進により、これまで以上に廃棄物の発生抑制を図り、プラスチックごみや食品ロスを削減してまいります。</p>	
6 2	<p>&lt;施策の具体的な内容&gt;</p> <p>◆ <u>ワンウェイプラスチックから再生プラスチック・代替プラスチックへの転換促進</u>・プラスチック代替素材の開発支援</p> <p>農業用生産資材（マルチ）や建設資材などで使用されているプラスチックについて、再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を促すため、企業・農業者等に対して技術支援や経営支援を行います。</p> <p>また、企業と連携して、県産材を原料とし山村地域に適応した小規模・低環境負荷な製法で、県産材からセルロースナノファイバーや改質リグニンを製造する調査研究に取り組みます。</p> <p>◆ <u>革新的な技術・ビジネスモデルの導入促進</u></p> <p><u>国の「グリーン成長戦略」やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の趣旨も踏まえながら、今後、AIによる資源を必要な量だけ無駄なく利用する仕組みやリターナブル容器による商品提供・回収などワンウェイプラスチックに依存しないビジネスプランを社会実装できるよう支援します。</u></p>	<p>&lt;施策の具体的な内容&gt;</p> <p>◆ <u>再生プラスチック・代替プラスチックへの転換促進</u>・プラスチック代替素材の開発支援</p> <p>農業用生産資材（マルチ）や建設資材などで使用されているプラスチックについて、再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を促すため、企業・農業者等に対して技術支援や経営支援を行います。</p> <p>また、企業と連携して、県産材を原料とし山村地域に適応した小規模・低環境負荷な製法で、県産材からセルロースナノファイバーや改質リグニンを製造する調査研究に取り組みます。</p> <p>【削除】</p>	
6 3	<p>&lt;施策の具体的な内容&gt;</p> <p>◆ <u>フードバンク活動等の支援・拡充</u></p> <p>各フードバンクの活動を県ホームページや<u>動画配信</u>等により情報発信します。また、食品を安定的に確保するため、食品提供企業等とフードバンクとの<u>マッチングなどを支援します。</u></p> <p>さらに、フードバンクのネットワーク化を図り、課題やノウハウ等を共有します。</p> <p>また、フードバンク活動の担い手となる団体等の掘り起こしやフードバンク団体のネットワークを活用して、必要な情報を提供したり、相談に応じるなど、フードバンクの新設を支援します。</p> <p>さらに、フードドライブ実施マニュアルを整備し、市町村や各種団体・企業が自らフードドライブを実施できるよう広く周知します。</p>	<p>&lt;施策の具体的な内容&gt;</p> <p>◆ <u>フードバンク活動等の支援・拡充</u></p> <p>各フードバンクの活動を県ホームページ <u>等</u>により情報発信します。また、食品を安定的に確保するため、食品提供企業等とフードバンク <u>等</u>との<u>マッチングを行う「群馬県未利用食品マッチングシステム」を運用します。</u>さらに、フードバンクのネットワーク化を図り、課題やノウハウ等を共有します。</p> <p>また、フードバンク活動の担い手となる団体等の掘り起こしやフードバンク団体のネットワークを活用して、必要な情報を提供したり、相談に応じるなど、フードバンクの新設を支援します。</p> <p>さらに、フードドライブ実施マニュアルを整備し、市町村や各種団体・企業が自らフードドライブを実施できるよう広く周知します。</p>	
6 3	<p>◆ <u>官民共創の推進</u></p> <p><u>未利用食品と消費者のニーズをマッチングさせることで、食品ロスを減らすフードシェアリング事業に取り組む先進的な企業等と連携し、官民共創で食品ロス削減とフードバンク活動支援の同時達成を図ります。</u></p> <p>また、DX（デジタルトランスフォーメーション）により、食品提供者がフードバンクに簡易に未利用食品を提供できるようなマッチングの仕組みについて研究します。</p>	<p>◆ <u>官民共創の推進</u></p> <p>【削除】</p> <p><u>DX（デジタルトランスフォーメーション）により、食品提供者がフードバンクに簡易に未利用食品を提供できるようなマッチングの仕組みについて研究します。</u></p>	
7 3	<p>第5章 県全域における再生可能エネルギー等の導入促進(区域施策編) (群馬県再生可能エネルギー推進計画)</p>	<p>第5章 県全域における再生可能エネルギー等の導入促進(区域施策編) (群馬県再生可能エネルギー推進計画)</p>	
9 0	<p>重点施策4</p> <p>バイオマス発電・熱利用(木質バイオマス・廃棄物)</p> <p>&lt;施策の具体的な内容&gt;</p> <p>② 廃棄物発電</p>	<p>重点施策4</p> <p>バイオマス発電・熱利用(木質バイオマス・廃棄物)</p> <p>&lt;施策の具体的な内容&gt;</p> <p>② 廃棄物発電</p>	

	<p>・生ごみ等の減量と循環的な利用に向けた取組の推進</p> <p>焼却施設で処理されるごみのうち3割強が生ごみであることから、<u>バイオマスの利活用について、県が主導して再生利用施設の設置支援や県民等への意識啓発、ごみ発電等の促進に取り組みます。</u></p>	<p>・生ごみ等の減量と循環的な利用に向けた取組の推進</p> <p>焼却施設で処理されるごみのうち3割強が生ごみであることから、<u>生ごみ減量に関する県民等への意識啓発に加え、市町村、一部事務組合等によるバイオマス活用に向けた施設整備について、循環型社会形成推進交付金等を活用し支援します。</u></p>	
96 (章末に追記)	<p>【新規】</p>	<p><u>6 促進区域の設定に関する基準</u></p> <p>(1) 概要</p> <p><u>本計画に掲げる再生可能エネルギー導入目標の達成に向けて、地域と調和した再生可能エネルギーの利活用を促進するため、市町村が円滑に促進区域を設定し、地域脱炭素化促進事業が推進できるよう、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項の規定により都道府県が定める基準を別冊「促進区域の設定に関する基準」のとおり定めます</u></p> <p>(2) 詳細</p> <p><u>【群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030 (別冊) 促進区域の設定に関する基準】のとおり。</u></p>	
97	第6章 県庁における地球温暖化対策 (事務事業編)	第6章 県庁における地球温暖化対策 (事務事業編)	
99	<p>2 温室効果ガス排出量の削減目標等</p> <p>(3) 温室効果ガス排出量の削減目標</p> <p>事務事業編では、環境省のマニュアルに基づき、部門別温室効果ガス排出量の削減目標を表6-3のように設定しました。将来推計を踏まえた上で、<u>バックキャストिंगの手法により、基準年度(2013年度)比で44%削減とします。</u></p> <p>これにより、目標年度(2030年度)の県有施設における温室効果ガス排出量の目標数値は<u>78,203t-CO2</u>となります。</p> <p><u>県として、率先して地球温暖化対策を推進するとともに、2050年までに温室効果ガス排出量「ゼロ」に向けた基盤を築く観点から、更なる削減努力分を合わせ、区域施策編の削減目標44%削減(森林吸収量を除く)と同じ数値を、事務事業編の目標として設定しました。</u></p>	<p>2 温室効果ガス排出量の削減目標等</p> <p>(3) 温室効果ガス排出量の削減目標</p> <p>事務事業編では、環境省のマニュアルに基づき、部門別温室効果ガス排出量の削減目標を表6-3のように設定しました。将来推計を踏まえた上で、<u>徹底した省エネ対策と、再生可能エネルギー設備を最大限導入するとともに、公用車の電動化を実施し、基準年度(2013年度)比で50%以上削減とします。</u>これにより、目標年度(2030年度)の県有施設における温室効果ガス排出量の目標数値は<u>69,825t-CO2</u>となります。</p>	
101	<p>3 削減目標の達成に向けた施策</p> <p>2) 県有施設への再生可能エネルギーの積極的導入</p> <p>県有施設に太陽光発電<u>及び蓄電システム等の再生可能エネルギー</u>を積極的に導入することにより、地域における自立分散型電源の普及促進を図ります。</p> <p><u>また、防災施設等の県有施設に導入することで、地域のエネルギーセキュリティを向上させ、気候変動影響により深刻化が予測されている自然災害に対するレジリエンスの向上に努めます。</u></p> <p><u>さらに、県有施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の導入を推進します。</u></p>	<p>3 削減目標の達成に向けた施策</p> <p>2) 県有施設への再生可能エネルギーの積極的導入</p> <p>県有施設に太陽光発電<u>設備及び蓄電池</u>を積極的に導入することにより、地域における自立分散型電源の普及促進を図ります。</p> <p><u>県有施設における太陽光発電設備の導入に当たっては、新築・既設を問わず、施設の特性や立地状況等に応じ、PPAモデル等の活用も検討し、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。</u></p> <p><u>また、防災施設等の県有施設に太陽光発電設備を導入することや、電気自動車等の公用車を蓄電池として活用し災害時の電力供給へ活用する実証に取り組むことで、地域のエネルギーセキュリティを向上させ、気候変動影響により深刻化が予測されている自然災害に対するレジリエンスの向上に努めます。</u></p>	
101	<p>3) プラスチックごみゼロ、食品ロスゼロによる環境負荷の低減</p> <p>Refuse (不要なものを入手しない)、Reduce (ごみの発生、資源の消費をもとから減らす)、Reuse (くり返し使う)、Recycle (資源として再び利用) に Respect (大切に作る) を加えた「5R」を推進することにより、環境負荷の低減を図ります。</p> <p>これにより、県の事務事業に伴う廃棄物を削減し、地球規模の課題ともなっている「プラスチックごみ」「食品ロス」対策について率先的に取り組みます。</p>	<p>3) プラスチックごみゼロ、食品ロスゼロによる環境負荷の低減</p> <p>Refuse (不要なものを入手しない)、Reduce (ごみの発生、資源の消費をもとから減らす)、Reuse (くり返し使う)、Recycle (資源として再び利用) に Respect (大切に作る) を加えた「5R」を推進することにより、環境負荷の低減を図り、<u>サーキュラーエコノミー(循環経済)を総合的に推進します。</u></p> <p>これにより、県の事務事業に伴う廃棄物を削減し、地球規模の課題ともなっている「プラスチックごみ」「食品ロス」対策について率先的に取り組みます。</p>	
102	<p>(2) 温室効果ガス排出削減のための対策</p> <p>1) 県の事務事業に伴うエネルギー使用量の徹底した削減(施設</p>	<p>(2) 温室効果ガス排出削減のための対策</p> <p>1) 県の事務事業に伴うエネルギー使用量の徹底した削減(施設</p>	

	<p>関連) 【方向性】</p> <p>【新規】</p>	<p>関連) 【方向性】</p> <p>・低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指します。その実現に向け、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready相当の基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位のZEB基準を満たすものとしします。</p>	
101	<p>【主な取組】</p> <p>◆省エネルギー改修の推進</p> <p>・中小規模施設の省エネルギー化の推進は、施設のエネルギー使用量などを調査するとともに、「<u>県有施設長寿命化指針</u>」を踏まえ、<u>対象施設を選定</u>します。このうち、改修が必要な施設について、<u>高効率給湯器や高効率空調、LED等の高効率照明</u>の導入などの省エネルギー改修を実施します。</p>	<p>【主な取組】</p> <p>◆省エネルギー改修の推進</p> <p>・中小規模施設の省エネルギー化の推進は、施設のエネルギー使用量などを調査し、<u>優先的に改修する施設を選定</u>します。このうち、改修が必要な施設について、<u>高効率給湯器や高効率空調、LED等の高効率照明、断熱性能の高い素材</u>の導入などの省エネルギー改修を実施します。</p>	
101	<p>◆<u>下水道が有する再生可能エネルギーの利活用</u></p> <p>【新規】</p> <p>・下水道が有する資源やエネルギーの効率的な導入方法を検討し、再生可能エネルギーの利活用を推進します。</p>	<p>◆<u>下水道施設における脱炭素化の推進</u></p> <p>・設備を新設または更新する際は、<u>可能な限り省エネ機器を導入</u>します。</p> <p>・下水道が有する資源やエネルギーの効率的な導入方法を検討し、再生可能エネルギーの利活用を推進します。</p>	
102	<p>◆デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進</p> <p>・行政手続等のオンライン化やテレワークの推進により、移動に要するエネルギー等の削減に取り組みます。</p> <p>【新規】</p>	<p>◆デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進</p> <p>・行政手続等のオンライン化やテレワークの推進により、移動に要するエネルギー等の削減に取り組みます。</p> <p>・<u>計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努めます。</u></p>	
103	<p>2) 県の事務事業に伴うエネルギー使用量の徹底した削減（公用車、日常業務関連）</p> <p>【主な取組】</p> <p>◆公用車の電動化、効率化</p> <p>【新規】</p> <p>・公共交通機関で日帰り可能な地域へは、公共交通機関を利用します。</p> <p>・2km以内の一人での出張は、自転車を利用します。</p> <p>・運転中は、エコドライブに努めます。</p> <p>・所属を越えた公用車の集中管理を行います。</p> <p>・<u>公用車は、電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス車を購入し、更新前より燃費性能の高い車両へ更新</u>します。</p>	<p>2) 県の事務事業に伴うエネルギー使用量の徹底した削減（公用車、日常業務関連）</p> <p>【主な取組】</p> <p>◆公用車の電動化、効率化</p> <p>・<u>公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を言う。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車と</u>します。</p> <p>・<u>また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、可能な限り台数の削減を図</u>ります。</p> <p>・公共交通機関で日帰り可能な地域へは、公共交通機関を利用します。</p> <p>・2km以内の一人での出張は、自転車を利用します。</p> <p>・運転中は、エコドライブに努めます。</p> <p>・所属を越えた公用車の集中管理を行います。</p> <p>【削除】</p>	
103	<p>◆<u>エコ通勤</u>の取組</p> <p>・通勤は、可能な限り、公共交通機関や自転車を利用します。</p> <p>【新規】</p>	<p>◆<u>エコ通勤等</u>の取組</p> <p>・通勤は、可能な限り、公共交通機関や自転車を利用します。</p> <p>・<u>ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努</u>めます。</p>	
103	<p>◆電気の使用</p> <p>&lt;照明器具&gt;</p> <p>・執務エリアは、照度の調整を柔軟に行います。</p> <p>・夜間の一斉消灯（19時、20時、21時）後は、必要箇所のみ再点灯します。</p> <p>・使用していない会議室、トイレは、消灯を徹底します。</p> <p>・<u>白熱電球や蛍光灯器具の交換時は、LEDなどの省エネルギータイプと</u>します。</p>	<p>◆電気の使用</p> <p>&lt;照明器具&gt;</p> <p>・執務エリアは、照度の調整を柔軟に行います。</p> <p>・夜間の一斉消灯（19時、20時、21時）後は、必要箇所のみ再点灯します。</p> <p>・使用していない会議室、トイレは、消灯を徹底します。</p> <p>・<u>既存設備を含めた庁舎全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%</u>とします。</p>	
103	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>・<u>新型コロナウイルス感染症防止対策として、外気導入量の調整や全熱交換器等の適正利用により、換気を確保</u>します。</p>	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>【削除】</p>	

103	<p>◆各種燃料の使用</p> <p>・職員の良い執務環境を確保しつつ、庁舎内における室温の適正管理を行います <u>(冷房時は、室温28度目安、暖房時は、室温19度目安)</u>。</p>	<p>◆各種燃料の使用</p> <p>・職員の良い執務環境を確保しつつ、庁舎内における室温の適正管理を行います _____。</p>	
104	<p>4 推進体制</p> <p>(1) 計画の <u>推進体制</u></p> <p><u>本計画を県独自の環境マネジメントシステムとして運用し、全庁的な取組を推進します。</u></p> <p><u>取組の実施状況については、知事部局、企業局、病院局、教育委員会、警察の各組織におけるエネルギー管理体制に基づき、PDCAサイクルを導入し、毎年度点検するとともに改善を行います。</u></p>  <p>図 6-3 各組織のエネルギー管理体制</p>	<p>4 推進体制</p> <p>(1) 計画の <u>庁内推進体制</u></p> <p><u>知事をトップとする「グリーンイノベーション (GI) 推進本部」を設置し、本部内に設置した専門部会において、知事部局、企業局、病院局、教育委員会、警察の各組織における取組方針を部局横断で決定します。取組方針に沿って、各施設管理者及び各所属が、ハード及びソフト面での取組を率先して実行します。</u></p>  <p>図 6-3 各組織のエネルギー管理体制</p>	
第7章 地域気候変動対策 (適応策) (群馬県気候変動適応計画)		第7章 地域気候変動対策 (適応策) (群馬県気候変動適応計画)	
101	<p>2 県内の気候変動の影響</p> <p>(2) 適応に関する基本的な考え方及び気候変動の影響評価</p> <p><b>【自然生態系分野】</b></p> <p>野生鳥獣による影響</p> <p>気温上昇や積雪期間の短縮によって、ニホンジカ等の野生鳥獣の生息域が拡大することが予測されていますが、<u>研究事例は多くありません。</u></p>	<p>2 県内の気候変動の影響</p> <p>(2) 適応に関する基本的な考え方及び気候変動の影響評価</p> <p><b>【自然生態系分野】</b></p> <p>野生鳥獣による影響</p> <p>気温上昇や積雪期間の短縮によって、ニホンジカ等の野生鳥獣の生息域が拡大することが予測されています _____。</p>	
117	<p>3 気候変動への適応策</p> <p>(2) 主な施策</p> <p>f 産業・経済活動分野</p> <p>観光業</p> <p><u>・ぐんまスノーエリアガイドの作成や、インバウンド向けのスキー場PR等で、誘客を促進します。</u></p> <p><u>・各地域での観光素材の見直し及び更なる掘り起こしを実施し、SNS等の拡散力を活用した広報活動を促進します。</u></p> <p><u>・災害発生時に、宿泊施設等を避難受入施設として活用できるよう、協力体制を確保します。</u></p>	<p>3 気候変動への適応策</p> <p>(2) 主な施策</p> <p>f 産業・経済活動分野</p> <p>観光業</p> <p><u>・温泉や自然などの「群馬ならではの魅力」を生かしたプロモーションを強化します。</u></p>	